

寄附金（賛助会費）に対する税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置 個人の場合

【所得税の優遇】

当協会に対する個人の寄附金（賛助会費）は、所得税の「所得控除（寄附金控除）」または「税額控除」のいずれか有利な控除を受けることができます。（平成23年の税制改正により従来の「所得控除（寄附金控除）」方式のほか「税額控除」方式が選択できるようになりました。）

所得税の優遇を受けるには確定申告が必要となります。

確定申告には、当協会発行の「領収書」及び当協会の「税額控除に係る証明書」の写しが必要です。

所得控除（寄附金控除）

下記計算式により算出した寄附金控除額を所得金額から差し引くことができます。所得税額は、寄附金控除等各種所得控除を差し引いた後の額に税率を掛けて求めます。

寄附金控除額＝その年に支出した寄附金（賛助会費）額－2千円

※その年に支出した特定寄附金はその年の総所得金額の40%を超える場合には、寄附金控除はその年の総所得金額の40%相当額から2千円を引いた額になります。

税額控除

下記計算式により算出した寄附金特別控除額を通常の所得税額から差し引くことができます。この場合、通常の所得税額－寄附金特別控除額が最終的な納税額になります。

寄附金特別控除額＝（その年に支出した寄附金（賛助会費）額－2千円）×40%

（100円未満の端数は切り捨て）

※寄附金特別控除は所得税額の25%が上限となります。

【個人住民税の優遇】

当協会への寄附金が、各都道府県及び市区町村が条例で指定した寄附金に該当する場合は、個人住民税の優遇が受けられます。

当協会への寄附金は東京都の条例指定寄附金に該当します。各都道府県及び市区町村の条例指定寄附金に関しては、お住まいの都道府県及び市区町村にお尋ねください。

個人住民税の寄附金税額控除には、お住まいの市区町村への住民税申告が必要です。

確定申告をしている方は、住民税の申告は必要ありません。

住民税及び確定申告には当協会発行の「領収書」が必要です。

※なお、詳しくは税務署、税理士などにお問い合わせください。